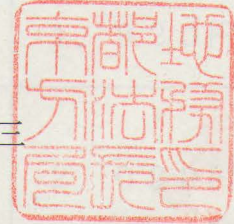


総 第 4 0 1 号  
平成 2 7 年 4 月 2 0 日

## 行政文書開示決定通知書

武 田 則 昭 様

京都地方法務局長 松 尾 泰 三



平成 2 7 年 3 月 1 9 日 受付 第 1 7 3 5 号 で 請 求 の あ り ま し た 行 政 文 書 の 開 示 に つ い て、  
行 政 機 関 の 保 有 す る 情 報 の 公 開 に 関 す る 法 律 ( 平 成 1 1 年 法 律 第 4 2 号。 以 下 「 法 」 と  
い い ま す。 ) 第 9 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き、 下 記 の と お り 開 示 す る こ と に 決 定 し ま し た の  
で、 通 知 し ま す。

### 記

- 1 開示する行政文書の名称  
不動産登記オンライン申請システム操作手引書 (第 2. 5 版)
- 2 不開示とした部分とその理由

上記 1 の行政文書中、現に運用中のシステムに継承された機能に係る操作方法を説明している部分については、公にすることにより、不正な目的を持った者等からのシステムへの不正な侵入や妨害行為が可能となるため、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、登記業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第 5 条第 4 号及び第 6 号に該当し、不開示とした。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、法務大臣に対して審査請求をすることができます (なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号) の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として (訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所、大阪地方裁判所又は京都地方裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます (なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日から 6 か月以内に提起することができます (なお、判決の日から 1 年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)

### 3 開示の実施の方法等

- (1) 開示の実施の方法等 ※ 説明事項をお読みください。  
以下に記載した開示の実施の方法の中から、希望する方法を選択してください。  
また、(2)に記載された日時のうち御都合のよい日を選択してください。